

介護保険法(1・2・4・5条)

1問出る可能性が高い
難問の1点よりはるかに楽なので試験直前に確認

解き方のコツ

規定されているものはどれか？

- ・法律に書かれていることはどれか？という意味
- ・イメージで答えてはいけません(〇〇が実際に書かれてないとダメ)

1条(介護保険制度の目的): 介護保険制度の目的は〇〇である
 2条(保険給付の理念): 〇〇は保険給付の理念である
 4条(国民の努力および義務): 〇〇は国民の努力および義務である
 5条(国および地方公共団体の責務): 〇〇は国および地方公共団体の責務である

1条と2条は一緒に
されることが多い

ポイント: 〇〇が入れ替わっていたらx、それではキーワードの〇〇について見ていきましょう

1

1条(介護保険制度の目的は〇〇である)

- ・尊厳を保持
- ・自立した日常生活
- ・国民の共同連帯(被保険者×)
- ・国民の保健医療の向上および福祉の増進を図る(被保険者×)

2条(〇〇は保険給付の理念)

- ・要介護状態・要支援状態の軽減・悪化の防止
- ・医療との連携への十分な配慮
- ・被保険者の選択に基づく適切なサービスの総合的・効率的な提供(事業者×)
- ・多様な事業者・施設によるサービスの提供(同一の×)
- ・居宅における自立した日常生活(施設×)

4条(〇〇は国民の努力および義務である)

- ・自ら要介護状態となることを予防するため、常に健康の保持増進に努める(努力)
- ・その有する能力の維持向上に努める(努力)
- ・共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担する(義務)

2

2020年改正

5条(国および地方公共団体の責務)に追加されたもの 全て努力(義務×)

- ・共生する地域社会の実現
- ・認知症に関する知識の普及および啓発
- ・認知症の予防、診断および治療、認知症である者の心身の特性に応じたリハビリテーション、介護方法に関する調査研究の推進
- ・認知症である者の支援にかかる人材の確保および資質の向上を図るために必要な措置を講ずる
- ・認知症である者およびその家族の意向の尊重に配慮

ポイント：認知症は5条（1,2,4条に入ったら×）ぐらいが良い

3

2020年改正

5条(国および地方公共団体の責務)に追加 黄色(義務×)

1項 国及び地方公共団体の責務

- ★国は保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策を講じなければならない(義務)
- ★都道府県は必要な助言および適切な援助をしなければならない(義務)
 - ・国および地方公共団体は医療および居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならない
 - ・国および地方公共団体は共生する地域社会の実現に資するよう努めなければならない

2項 認知症に関すること

- ・認知症に関する知識の普及および啓発
- ・認知症の予防、診断および治療、認知症である者の心身の特性に応じたリハビリテーション、介護方法に関する調査研究の推進
- ・認知症である者の支援にかかる人材の確保および資質の向上を図るために 必要な措置を講ずる
- ・認知症である者およびその家族の意向の尊重に配慮

ポイント：認知症は5条（1,2,4条に入ったら×）ぐらいが良い

4